

鹿 児 島 県 公 報

平成30年10月12日（金）第3459号の2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）（税務課取扱い） 1
○鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（※）（会計課取扱い） 4

告 示

- 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定（障害福祉課取扱い） 4
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害福祉課取扱い） 5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障害福祉課取扱い） 5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 5
○土地改良区の役員の就退任の届出（農地整備課取扱い） 6
○土砂災害警戒区域の指定の解除（砂防課取扱い） 6
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課取扱い） 7
○土砂災害警戒区域の指定（砂防課取扱い） 7
○土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課取扱い） 8
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（南薩地域振興局取扱い） 9

公 告

- 落札者等の公告（水産振興課取扱い） 10
○開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 10

規 則

地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月12日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第38号

地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則
地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則（平成28年鹿児島県規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「県税の」の次に「課税免除又は」を加え、同条第1項中「地方活力向上地域における県税の不均一課税申請書」を「地方活力向上地域における県税の課税免除（不均一課税）申請書」に改め、同条第2項第1号中「不均一課税」を「課税免除」に改め、同項第3号中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

第3条の見出し中「県税の」の次に「課税免除又は」を加え、同条中「その旨を」の次に「地方活力向上地域における県税の課税免除承認（不承認）通知書（別記第2号様式）又は」を加え、「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に改める。

別記第1号様式中「地方活力向上地域における県税の不均一課税申請書」を「地方活力向上地域における県税の課税免除（不均一課税）申請書」に、「不均一課税を」を

「課税を免除
不均一課税を」に改め、同様式（添付書類）6中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」

を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

別記第2号様式中

| 事 業 税 | | | | | |
|-------------------|---------|-------------------|-----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 事業年度又は年 （所得区分） | 確定申告所得額 | 不均一課税部分 の課税標準額 | 不均一課税 部分の税額 ^① | ①以外の 部分の税額 ^② | 納付すべき 税額 ^{①+②} |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 不動産取得税 | | | | | |

を

| |
|--------|
| 不動産取得税 |
|--------|

に改め、同様式を別記第3号様式とし、別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式（第3条関係）

| 地方活力向上地域における県税の課税免除承認（不承認）通知書 | | | | | |
|--|---------|-----------------|-----------------|-----------------|--------------------------|
| 申請者 住所 氏名 様 （法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名） | | | | | 年 月 日 |
| 鹿児島県知事 | | | | | <input type="checkbox"/> |
| 年 月 日付で申請のあつた 税の課税免除については、次のとおり承認 ^し _{しなかつた} た から通 知します。 | | | | | |
| 事 業 税 | | | | | |
| 事業年度又は年 | 確定申告所得額 | 課税免除する 課税標準額 | 課税免除する額 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 不動産取得税 | | | | | |
| 種 類 | 地目・構造 | 地 積 床面積 | 取得年月日 | 課税免除する 課税標準額 | 課税免除する額 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 固定資産税 | | | | | |
| 大規模償却 資産の種類 | 取得年月日 | 取得価額 | 課税免除する 課税標準額 | 課税免除する額 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 不承認の理由 | | | | | |

注1 この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、知事に審査請求をすることができます。

2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えは、地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の12の規定により、審査請求に対する裁決を受けた後でなければ提起することができません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内（当該期間内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）に県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）提起しなければなりません。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月12日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第39号

鹿児島県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県証紙条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「建築物の敷地等と道路との関係の建築特例許可申請手数料」 を

- 「建築物の敷地と道路との関係の建築特例認定申請手数料
建築物の敷地と道路との関係の建築特例許可申請手数料」 に、
「建築物の建ぺい率制限特例等許可申請手数料」 を
「建築物の建蔽率制限特例等許可申請手数料」 に、
「地区計画等区域内建築物の建ぺい率制限適用除外認定申請手数料」 を
「地区計画等区域内建築物の建蔽率制限適用除外認定申請手数料」 に、
「仮設建築物建築制限適用除外許可申請手数料」 を
「仮設興行場等建築制限適用除外許可申請手数料
1年を超えて使用する仮設興行場等建築制限適用除外許可申請手数料」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第936号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定により、次のとおり指定障害児入所施設として指定した。

平成30年10月12日

鹿児島県知事 三反園訓

Table with 7 columns: 指定障害児入所施設 (Name, Location), 設置者 (Name, Address, Representative Name), 指定年月日, 障害児入所施設の種類. It lists two facilities: 希望の星学園 and 鹿児島市犬迫町.

| | | | | | | |
|--------------------|----------------------------|------------------|----------------------------|-------|----------------|--------------------|
| 明星学園 | 5975番地 | 盤会 | 丁目2番13号 | | 10月1日 | 害児入所施設 |
| 障害児入所施設 あさひが丘学園 | 鹿児島市皆与志 町2503番地 | 社会福祉法人落 穂会 | 鹿児島市皆与志 町2503番地 | 水流 純大 | 平成30年 10月1日 | 福祉型障 害児入所 施設 |
| 障害児入所施設 吉野学園 | 鹿児島市吉野町 11165番地1 | 社会福祉法人青 鳥会 | 鹿児島市吉野町 10791番地18 | 牧 美輝 | 平成30年 10月1日 | 福祉型障 害児入所 施設 |
| 障害児入所施設 和光学園 | 鹿屋市海道町 156番地 | 社会福祉法人愛 光会 | 鹿屋市海道町 729番地6 | 指宿 興一 | 平成30年 10月1日 | 福祉型障 害児入所 施設 |
| 障害児入所施設 みさかえ学園 | 南さつま市金峰 町高橋3075番地 39 | 社会福祉法人み さかえ学園 | 南さつま市金峰 町高橋3075番地 39 | 堂園 文子 | 平成30年 10月1日 | 福祉型障 害児入所 施設 |
| 障害児入所施設 末吉学園 | 曾於市末吉町諏 訪方5091番地2 | 社会福祉法人め ぐみ会 | 曾於市末吉町諏 訪方5105番地 | 徳留 晋一 | 平成30年 10月1日 | 福祉型障 害児入所 施設 |
| 障害児入所施設 あかつき学園 | 熊毛郡中種子町 野間6584番地1 | 社会福祉法人暁 星会 | 熊毛郡中種子町 野間6584番地1 | 橋口 勝 | 平成30年 10月1日 | 福祉型障 害児入所 施設 |
| 障害児入所施設 オレンジ学園 | 霧島市福山町福 山838番地 | 社会福祉法人た ちなば会 | 霧島市福山町福 山838番地 | 松下 兼介 | 平成30年 10月1日 | 医療型障 害児入所 施設 |

鹿児島県告示第937号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成30年10月12日

鹿児島県知事 三反園訓

| 医師の氏名 | 従事する病院又は診療所 | | 担当する診療科 目 | 指定年月 日 |
|-------|---------------------|----------------------|--------------|----------------|
| | 名 称 | 所 在 地 | | |
| 松本 洋之 | 県立薩南病院 | 南さつま市加世田高 橋1968-4 | 循環器科 | 平成30年 9月26日 |
| 境野 高資 | 医療法人徳洲会屋久 島徳洲会病院 | 熊毛郡屋久島町宮之 浦2467番地 | 小児科 | 平成30年 9月26日 |
| 肥後 高春 | 肥後内科クリニック | 指宿市十二町2157- 1 | 内科 | 平成30年 9月26日 |

鹿児島県告示第938号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成30年10月12日

鹿児島県知事 三反園訓

| 薬 局 | | 辞退年月 日 | 自立支援医療 の種類 |
|-----------|---------------|----------------|---------------|
| 名 称 | 所 在 地 | | |
| 有限会社寛調剤薬局 | 鹿屋市吾平町麓186番地3 | 平成30年 10月1日 | 育成医療・更 生医療 |

鹿児島県告示第939号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第

54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成30年10月12日

鹿児島県知事 三反園訓

| 薬 局 | | 指定年月日 | 自立支援医療の種類 |
|------|------------------------------|----------------|---------------|
| 名 称 | 所 在 地 | | |
| ひろ薬局 | 奄美市名瀬末広町18番25号グ ランセ末広ビル3F | 平成30年 10月1日 | 育成医療・更 生医療 |

鹿児島県告示第940号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鹿屋市光同寺土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年10月12日

鹿児島県知事 三反園訓

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 平松 正弘 鹿屋市川東町8413番地45
 理事 前原エミ子 鹿屋市川東町8440番地8
 理事 光同寺辰夫 鹿屋市川東町8482番地2
 理事 光同寺正浩 鹿屋市東原町3415番地109
 理事 田中 節夫 鹿屋市笠之原町48番地3
 理事 松元 仁 鹿屋市吾平町上名4014番地5
 理事 大迫 郁子 鹿屋市吾平町下名2216番地1
 理事 平松 勇 肝属郡肝付町富山1876番地
 監事 平松 孝市 鹿屋市川東町8434番地10
 監事 井出口郁夫 肝属郡肝付町富山1894番地
 監事 末吉けい子 鹿屋市吾平町下名2207番地1
 （任期 平成29年4月5日から平成33年4月4日まで）

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 平松 孝市 鹿屋市川東町8434番地10
 理事 光同寺忠美 鹿屋市川東町8708番地
 理事 光同寺幸夫 鹿屋市川東町8687番地
 理事 久木田茂樹 鹿屋市川東町8436番地2
 理事 田中 節夫 鹿屋市笠之原町48番地3
 理事 西添 鉄二 鹿屋市吾平町下名2959番地4
 理事 梶原美津枝 鹿屋市吾平町下名2209番地
 理事 豊重 行夫 肝属郡肝付町富山1916番地3
 監事 上野 洋 肝属郡肝付町富山1846番地3
 監事 原之園日米子 鹿屋市吾平町下名2414番地
 監事 東桂木 香 鹿屋市川東町8531番地2

鹿児島県告示第941号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成30年10月12日

鹿児島県知事 三反園訓

| 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 市町村名 | 土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称 |
|---------------------|------|-----------------------|
| 急傾斜地の崩壊 | 霧島市 | 急・諏訪1 |

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び始良・伊佐地域振興局建設

部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第942号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成30年10月12日

鹿児島県知事 三反園訓

| 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 市町村名 | 土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称 |
|---------------------|------|---------------------------|
| 急傾斜地の崩壊 | 霧島市 | 急・諏訪1 |

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び始良・伊佐地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第943号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成30年10月12日

鹿児島県知事 三反園訓

| 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 市町村名 | 土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称 |
|---------------------|------|---|
| 急傾斜地の崩壊 | 霧島市 | 急・柿木ヶ迫1，急・尾二俣1，急・大平1，急・羽山1，急・上大迫1，急・中原1，急・尾二俣2，急・二俣1，急・小原2，急・小原3，急・多奈賀迫1，急・畦地脇1，急・觸川内1，急・赤水2，急・後ヶ谷1，急・小原4，急・山住1，急・武社田1，急・羽田1，急・米原1，急・馬渡3，急・馬渡4，急・下原7，急・山住2，急・馬渡5，急・大狩1，急・廻り迫1，急・馬場迫2，急・岩井田1，急・廻り淵1，急・廻り淵2，急・小山ノ口1，急・向井山1，急・小山ノ口2，急・向井山2，急・諏訪1，急・脇1，急・馬場1，急・馬場2，急・横内山1，急・脇ヶ迫1，急・栗下8，急・仁石田2，急・栗下9，急・上迫1，急・脇ヶ迫2，急・馬場3，急・城山1，急・苔ヶ平2，急・鍋迫6，急・大道ヶ迫1，急・大道ヶ迫2，急・瀬戸口1，急・中原2，急・大迫3，急・紫尾田1，急・紫尾田2，急・紫尾田3，急・紫尾田4，急・紫尾田5，急・役所上1，急・紫尾田6，急・紫尾原1，急・紫尾原2，急・柿木1，急・奈良松1，急・管牟田1，急・柿木2，急・後迫2，急・東迫2，急・宇都口2，急・東迫3，急・宇都口3，急・大迫4，急・岡村1，急・岡村2，急・管牟田2，急・柿木3，急・中原3，急・役所上2，急・中尾山1，急・川路尻1，急・北園小坂元1，急・麻生原1，急・小谷9，急・小脇1，急・安良1，急・小脇段1，急・水流1，急・小脇段2，急・小脇段3，急・小脇段4，急・井手ノ上1，急・岩元2，急・小脇段5，急・小脇段6，急・苔ヶ平1，急・岩元3，急・久保 |

| | | |
|-----|-----|--|
| | | 野1, 急・苫ヶ前1, 急・小園原1, 急・松元1, 急・安良山1, 急・井手ノ上2, 急・草木1, 急・中ノ迫1, 急・中ノ迫2, 急・崩ヶ丸1, 急・鶴田1, 急・崩ヶ丸2, 急・前平1, 急・脇ヶ迫3, 急・道ヶ迫1, 急・母子山1, 急・五次郎原1, 急・牛ヶス子1, 急・牛ヶス子2, 急・田渡1, 急・田渡2, 急・豆附1, 急・平原5, 急・豆附2, 急・床波1, 急・床波2, 急・五次郎原2, 急・五次郎原3, 急・日向牟田1, 急・姪床1, 急・廣迫2, 急・廣迫3, 急・小窪1, 急・小窪2, 急・鍋窪1, 急・鍋窪2, 急・小窪3, 急・小窪4, 急・鍋窪3, 急・鍋窪4, 急・鍋窪5, 急・相尾1, 急・相尾2, 急・鍋窪6, 急・相尾3, 急・相尾4, 急・相尾5, 急・宮下1, 急・鍋窪7, 急・鍋窪8, 急・相尾6, 急・川上1, 急・川上2, 急・川上3, 急・鍋窪9, 急・鍋窪10, 急・川上4, 急・川上5, 急・相尾7, 急・鍋窪11及び急・川上6 |
| 土石流 | 霧島市 | 土・風呂元1, 土・風呂元2, 土・馬渡2, 土・下原2, 土・元境迫1, 土・馬場迫1, 土・前原1, 土・谷口1, 土・堂山2, 土・向井山1, 土・脇1, 土・城山1, 土・上迫1, 土・栗下1, 土・年木ヶ迫1, 土・湯之上1, 土・コラ谷1, 土・牧山1, 土・安楽2, 土・岡村1, 土・平山1, 土・紫尾田1, 土・紫尾田2, 土・紫尾田3, 土・宇都口3, 土・寺屋敷1, 土・奈良松1, 土・安良山1, 土・八永1, 土・井手ムレ1, 土・松元1, 土・牟田ヶ平1, 土・安良山2, 土・小谷2, 土・井手ノ上1, 土・前山1, 土・前山2, 土・久保野1, 土・苫ヶ前1, 土・鏡岡1, 土・小谷3, 土・井手ムレ2, 土・前山3, 土・崩ヶ丸1, 土・五次郎原1, 土・五次郎原2, 土・五次郎原3, 土・床波1, 土・鍋窪1, 土・鍋窪2, 土・相尾1, 土・相尾2, 土・鍋窪3, 土・鍋窪4, 土・鍋窪5及び土・外城1 |

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び始良・伊佐地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第944号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成30年10月12日

鹿児島県知事 三反園訓

| 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 市町村名 | 土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称 |
|---------------------|------|--|
| 急傾斜地の崩壊 | 霧島市 | 急・柿木ヶ迫1, 急・尾二俣1, 急・大平1, 急・羽山1, 急・上大迫1, 急・中原1, 急・尾二俣2, 急・二俣1, 急・小原2, 急・小原3, 急・多奈賀迫1, 急・畦地脇1, 急・觸川内1, 急・赤水2, 急・後ヶ谷1, 急・小原4, 急・山住1, 急・武社田1, 急・羽田1, 急・米原1, 急・馬渡3, 急・馬渡4, 急・下原7, 急・山住2, 急・馬渡5, 急・大狩1, 急・廻り迫1, 急・馬場迫2, 急・岩 |

| | | |
|-----|-----|--|
| | | <p>井田1, 急・廻り淵1, 急・廻り淵2, 急・小山ノ口1, 急・向井山1, 急・小山ノ口2, 急・向井山2, 急・諏訪1, 急・脇1, 急・馬場1, 急・馬場2, 急・横内山1, 急・脇ヶ迫1, 急・栗下8, 急・仁石田2, 急・栗下9, 急・上迫1, 急・脇ヶ迫2, 急・馬場3, 急・城山1, 急・苦ヶ平2, 急・鍋迫6, 急・大道ヶ迫1, 急・大道ヶ迫2, 急・瀬戸口1, 急・中原2, 急・大迫3, 急・紫尾田1, 急・紫尾田2, 急・紫尾田3, 急・紫尾田4, 急・紫尾田5, 急・役所上1, 急・紫尾田6, 急・紫尾原1, 急・紫尾原2, 急・柿木1, 急・奈良松1, 急・管牟田1, 急・柿木2, 急・後迫2, 急・東迫2, 急・宇都口2, 急・東迫3, 急・宇都口3, 急・大迫4, 急・岡村1, 急・岡村2, 急・管牟田2, 急・柿木3, 急・中原3, 急・役所上2, 急・中尾山1, 急・川路尻1, 急・北園小坂元1, 急・麻生原1, 急・小谷9, 急・小脇1, 急・安良1, 急・小脇段1, 急・水流1, 急・小脇段2, 急・小脇段3, 急・小脇段4, 急・井手ノ上1, 急・岩元2, 急・小脇段5, 急・小脇段6, 急・苦ヶ平1, 急・岩元3, 急・久保野1, 急・苦ヶ前1, 急・小園原1, 急・松元1, 急・安良山1, 急・井手ノ上2, 急・草木1, 急・中ノ迫1, 急・中ノ迫2, 急・崩ヶ丸1, 急・鶴田1, 急・崩ヶ丸2, 急・前平1, 急・脇ヶ迫3, 急・道ヶ迫1, 急・母子山1, 急・五次郎原1, 急・牛ヶス子1, 急・牛ヶス子2, 急・田渡1, 急・田渡2, 急・豆附1, 急・平原5, 急・豆附2, 急・床波1, 急・床波2, 急・五次郎原2, 急・五次郎原3, 急・日向牟田1, 急・姪床1, 急・廣迫2, 急・廣迫3, 急・小窪1, 急・小窪2, 急・鍋窪1, 急・鍋窪2, 急・小窪3, 急・小窪4, 急・鍋窪3, 急・鍋窪4, 急・鍋窪5, 急・相尾1, 急・相尾2, 急・鍋窪6, 急・相尾3, 急・相尾4, 急・相尾5, 急・宮下1, 急・鍋窪7, 急・鍋窪8, 急・相尾6, 急・川上1, 急・川上2, 急・川上3, 急・鍋窪9, 急・鍋窪10, 急・川上4, 急・川上5, 急・相尾7, 急・鍋窪11及び急・川上6</p> |
| 土石流 | 霧島市 | <p>土・風呂元1, 土・風呂元2, 土・下原2, 土・前原1, 土・谷口1, 土・堂山2, 土・向井山1, 土・脇1, 土・城山1, 土・上迫1, 土・栗下1, 土・年木ヶ迫1, 土・湯之上1, 土・コラ谷1, 土・牧山1, 土・安楽2, 土・岡村1, 土・平山1, 土・紫尾田1, 土・紫尾田2, 土・紫尾田3, 土・宇都口3, 土・寺屋敷1, 土・奈良松1, 土・安良山1, 土・八永1, 土・井手ムレ1, 土・松元1, 土・牟田ヶ平1, 土・安良山2, 土・小谷2, 土・井手ノ上1, 土・前山1, 土・前山2, 土・久保野1, 土・苦ヶ前1, 土・鏡岡1, 土・小谷3, 土・井手ムレ2, 土・前山3, 土・崩ヶ丸1, 土・五次郎原2, 土・五次郎原3, 土・床波1, 土・鍋窪1, 土・鍋窪2, 土・鍋窪3, 土・鍋窪4, 土・鍋窪5及び土・外城1</p> |

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び始良・伊佐地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成30年10月12日

南薩地域振興局長 五田嘉博

| 事業所 | | 指定障害福祉サービス事業者 | | | 廃止年月日 | 障害福祉サービスの種類 |
|----------------|-----------------------------|---------------|-----------------------------|--------|----------------|-----------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 憩いの里ホームヘルプサービス | 南九州市知覧町 永里字瀬徳川 4577番3 | 社会福祉法人 恵愛会 | 南九州市知覧町 永里字瀬徳川 4577番3 | 小田代憲一 | 平成30年 9月30日 | 居宅介護 ・重度訪問介護 |

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成30年10月12日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
漁業調査船 1隻
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県商工労働水産部水産振興課水産企画普及係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成30年7月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
前畑造船株式会社
長崎県佐世保市干尽町6番地の3
- 5 落札金額
1,382,400,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成30年6月19日

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年10月12日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
（2工区）
大島郡喜界町大字湾字宮戸447番3、447番4の一部、447番5の一部、447番6の一部、447番8の一部、447番9の一部、447番13の一部及び447番14の一部
- 2 公共施設の種類、位置及び区域
道路 大島郡喜界町大字湾字宮戸447番3の一部、447番4の一部、447番6の一部、447番9の一部、447番13の一部及び447番14の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
大島郡喜界町大字湾1746番地
喜界町長 川島健勇